

第14期

定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（開場午前9時）

場所 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 山口銀行本店8階講堂

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を実施させていただきますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

感染防止措置等につきましては、3頁「株主様へのお願い」をご確認ください。

なお、今後の流行状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、当社ホームページ (<http://www.ymfg.co.jp>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

本年は、株主総会にご出席される株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

第14期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4

【株主総会参考書類】

【決議事項】

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。） 7名選任の件	6
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	12

【添付書類】

第14期事業報告	13
連結計算書類	37
計算書類	41
監査報告書	44

株式会社 山口フィナンシャルグループ

(証券コード 8418)

株主各位

山口県下関市竹崎町四丁目2番36号
株式会社 山口フィナンシャルグループ
取締役社長 吉 村 猛

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染にかかる事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁～5頁「議決権行使についてのご案内」に従って、**2020年6月24日（水曜日）午後5時30分**までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月25日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所	山口県下関市竹崎町四丁目2番36号 山口銀行本店8階講堂

本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。また、流行の状況により、株主様に危険が及ぶと判断した場合にも、入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。その他感染防止措置等につきましては、3頁「株主様へのお願い」をご確認ください。

なお、本年は、株主総会にご出席される株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

報告事項	<p>1. 第14期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2. 第14期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</p>
決議事項	<p>第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件</p> <p>第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件</p>

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。なお、代理人による議決権の行使につきましては、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- ◎次の事項につきましては、法令および当社定款第17条に基づき、当社ホームページ (<http://www.ymfg.co.jp>) に掲載させていただいております。
 - ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ホームページ (<http://www.ymfg.co.jp>) に掲載させていただきますのでご了承ください。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ホームページ (<http://www.ymfg.co.jp>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・会場入口および受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。
(ご来場の株主様は、マスク持参・着用をお願い申し上げます)
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、37.5℃以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には次の3つの方法があります。

株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、インターネットまたは郵送により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

インターネット

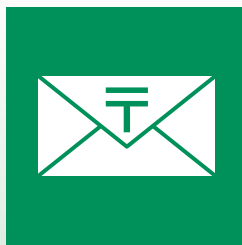


行使期限

2020年6月24日（水）
午後5時30分まで

パソコンまたはスマートフォンから、当社指定の議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/> にアクセスし、行使期限までに賛否をご入力ください。

郵送



行使期限

2020年6月24日（水）
午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会ご出席



開催日時

2020年6月25日（木）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

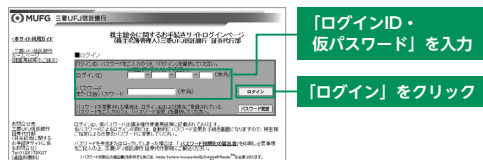
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

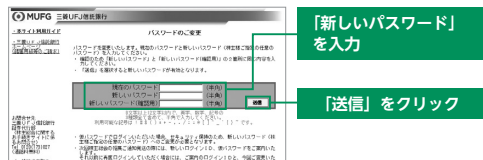
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックする。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

【インターネットで議決権を行使される場合の留意点】

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は株主さまのご負担となります。
- 複数回にわたり行使された議決権の取り扱い
 - 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
 - インターネットにより、議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じとします。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役会の強化・多様化を図るため、社内取締役を中心としたメンバー構成を見直し、取締役会のダイバーシティを高めるとともに取締役会の過半数を社外取締役とする体制といたします。

以上により、取締役を1名増員して取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当社における地位等
1	よしむら たけし 吉村 猛	1960年4月3日	取締役社長 再任
2	むくなし けいすけ 椋梨 敬介	1970年4月11日	執行役員 (株式会社YMFG ZONEプランニング代表取締役) (株式会社YMキャリア代表取締役) 新任
3	くの こういちろう 久野 耕一郎	1960年9月23日	(株式会社山口銀行取締役専務執行役員) 新任
4	くすのき まさお 楠 正夫	1948年1月3日	取締役 再任 社外 独立役員
5	なが さわ ゆみこ 永沢 裕美子	1959年11月6日	(株式会社山口銀行社外取締役) 新任 社外 独立役員
6	やな がわ のりゆき 柳 川 範之	1963年4月23日	— 新任 社外 独立役員
7	すえ まつ みなこ 末松 弥奈子	1968年3月17日	— 新任 社外 独立役員

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 証券取引所届出独立役員

候補者番号	よし むら たけし		再任	所有する当社の株式数	16,500株
1	吉村 猛	(男性 1960年4月3日生)		取締役在任年数	11年

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月	株式会社山口銀行入行	2016年6月	株式会社山口銀行取締役頭取
2005年1月	同行広島本部副部長	2017年6月	株式会社もみじ銀行取締役
2005年4月	同行総合企画部（広島）副部長	2017年6月	株式会社北九州銀行取締役
2006年10月	同行総合企画部副部長	2018年6月	株式会社山口銀行取締役会長（現任）
2006年10月	当社総合企画部長		
2007年1月	株式会社山口銀行総合企画部長		(現在の担当)
2009年6月	同行取締役		リテール事業本部・企画統括本部担当
2009年6月	当社取締役		(重要な兼職の状況)
2011年6月	株式会社山口銀行常務取締役徳山支店長		株式会社山口銀行取締役会長（代表取締役）
2012年6月	同行常務取締役東京本部長		
2015年6月	同行常務取締役		
2016年6月	当社取締役社長（現任）		

■ 取締役候補者とした理由

当社社長および株式会社山口銀行取締役会長として、銀行を含む当社グループの経営全般を統括している等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	むく なし けい すけ		新任	所有する当社の株式数	1,000株
2	棕梨 敬介	(男性 1970年4月11日生)		取締役在任年数	—

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1995年4月	株式会社山口銀行入行	2019年6月	当社執行役員（現任）
2012年1月	株式会社北九州銀行赤坂門支店長	2019年7月	株式会社YMキャリア代表取締役（現任）
2013年9月	株式会社山口銀行小郡支店長		
2016年1月	同行事業性評価部長		(重要な兼職の状況)
2017年6月	株式会社YMFG ZONEプランニング代表取締役（現任）		株式会社YMFG ZONEプランニング代表取締役
			株式会社YMキャリア代表取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社執行役員および株式会社YMFG ZONEプランニング代表取締役、株式会社YMキャリア代表取締役として、地方創生・地域課題解決関連事業を主導しているほか、グループ内銀行の支店長・本部長を歴任するなど、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行できると判断したため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	く の こう いちろう		所有する当社の株式数	7,100株
3	久野 耕一郎 (男性 1960年9月23日生)	新任	取締役在任年数	—

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月	株式会社山口銀行入行	2013年 6月	株式会社山口銀行防府支店長
2005年 6月	同行八幡中央支店長	2014年 6月	同行本店営業部長
2007年 6月	同行長崎支店長	2014年 6月	同行取締役本店営業部長
2009年 6月	同行福山支店長	2016年 6月	同行常務取締役徳山支店長
2010年10月	同行八幡支店長	2018年 6月	同行専務取締役徳山支店長
2011年10月	株式会社北九州銀行八幡支店長	2019年 6月	同行取締役専務執行役員徳山支店長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

株式会社山口銀行取締役専務執行役員として、グループ内銀行の地区統括および大規模店長を歴任している等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、当社取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、取締役候補者いたしました。

候補者番号	くすのき まさ お		所有する当社の株式数	1,100株
4	楠 正 夫 (男性 1948年1月3日生)	再任 社外 独立役員	取締役在任年数	2年

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1970年 4月	徳山曹達株式会社入社 (1994年4月 株式会社トクヤマ)	2015年 6月	同社代表取締役会長執行役員
2001年 6月	同社取締役	2018年 6月	当社取締役（現任）
2003年 4月	同社常務取締役	2019年 4月	株式会社トクヤマ代表取締役
2011年 4月	同社常務取締役執行役員	2019年 6月	同社相談役（現任）
2011年 6月	同社顧問		(重要な兼職の状況)
2011年 6月	株式会社エクセルシャノン代表取締役社長		株式会社トクヤマ相談役
2015年 4月	株式会社トクヤマ執行役員		

■ 社外取締役候補者とした理由

当社の社外取締役として公正かつ客観的な立場から経営を監督しており、今後も株式会社トクヤマ代表取締役会長執行役員等を歴任して培われた企業経営者としての高い見識や豊富な経験に基づいた、地元の経済事情等も踏まえた経営全般に対する的確な助言を頂戴することにより、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。

■ 候補者の独立性について

楠正夫氏が業務執行者であった株式会社トクヤマと、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結経常利益に占める同社グループとの取引による利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

候補者番号	なが さわ ゆ み こ	新任	所有する当社の株式数	—
5	永 沢 裕美子 (女性 1959年11月6日生)	社外 独立役員	取締役在任年数	—

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	日興証券株式会社入社	2018年 6月	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 代表理事副会長 (現任)
1997年 7月	Citibank N.A.(Tokyo),個人投資部ヴァイス・プレジデント	2018年 6月	一般財団法人日本産業協会理事 (現任)
2000年 6月	SSB Citiアセットマネジメント株式会社ヴァイス・プレジデント	2018年 6月	株式会社山口銀行取締役 (現任)
2004年12月	フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 事務局長		
2018年 6月	同会 世話人 (現任)		

(重要な兼職の状況)
フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会) 世話人
株式会社山口銀行取締役 (社外取締役)

■ 社外取締役候補者とした理由

社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、株式会社山口銀行社外取締役として公正かつ客観的な立場から経営を監督しているほか、金融機関勤務を経て、市民グループ「フォスター・フォーラム (良質な金融商品を育てる会)」を設立するなど金融商品に関する豊富な経験を有しており、専門的な見識に加え市民の目線からの確かな助言を頂戴することにより、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	やな がわ のり ゆき	新任	所有する当社の株式数	—
6	柳 川 範 之 (男性 1963年 4月23日生)	社外 独立役員	取締役在任年数	—

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月	慶應義塾大学経済学部専任講師	2018年 4月	SOMPOホールディングス株式会社顧問 (現任)
1996年 4月	東京大学大学院経済学研究科助教授		
2007年 4月	東京大学大学院経済学研究科准教授 (制度変更)		
2011年12月	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授 (現任)		
2016年 6月	三井住友アセットマネジメント株式会社取締役 (現任)		

(重要な兼職の状況)
東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
三井住友アセットマネジメント株式会社取締役 (社外取締役)
SOMPOホールディングス株式会社顧問

■ 社外取締役候補者とした理由

社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授として金融契約、法と経済学を専門とし、経済産業省、金融庁、内閣府における各種審議会の委員を務めるなど、金融経済を専門分野として高い見識を有しており、その見識に基づいた的確な助言を頂戴することにより、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、取締役候補者としていたしました。

候補者番号	すえ まつ み な こ	新任	所有する当社の株式数	—
7	末松 弥奈子 (女性 1968年3月17日生)	社外 独立役員	取締役在任年数	—

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1993年3月 株式会社カプス設立 代表取締役
2001年3月 株式会社ニューズ・ツー・ユー (現：株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス) 設立
代表取締役 (現任)
2014年1月 株式会社ツネイシホールディングス取締役
2017年4月 弥勒の里国際文化学院日本語学校理事長 (現任)
2017年6月 株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長 (現任)

2020年1月 学校法人神石高原学園理事長 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ジャパンタイムズ代表取締役会長兼社長
株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス代表取締役
学校法人神石高原学園理事長
弥勒の里国際文化学院日本語学校理事長

■ 社外取締役候補者とした理由

株式会社ジャパンタイムズの代表取締役会長兼社長として、日本の現状と世界の動向を日々発信しており、インターネット関連ビジネスで起業するなどインターネットを通じた事業展開に対しても高い知識を有しているほか、地元である瀬戸内のブランド価値向上にも積極的に取り組むなど、当社が進める地域価値向上の取り組みに対し的確な助言を頂戴することにより、当社の取締役会の意思決定機能や監督機能の实效性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できるため、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 楠正夫氏が相談役である株式会社トクヤマと当社グループ銀行との間には、預貸金取引等営業取引関係があります。末松弥奈子氏が理事長である学校法人神石高原学園と当社グループ銀行との間には、一般預金者としての通常の銀行取引があります。
- その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉村猛氏は、2020年6月25日開催の当社取締役会において、当社取締役会長（代表取締役）グループCEOに就任する予定であります。
 3. 棕梨敬介氏は、2020年6月25日開催の当社取締役会において、当社取締役社長（代表取締役）グループCOOに就任する予定であります。
 4. 久野耕一郎氏は、2020年6月25日開催の当社取締役会において、当社取締役副社長ユニットCOOに就任する予定であります。
 5. 久野耕一郎氏は、2020年6月25日開催の株式会社山口銀行定時株主総会および同行取締役会において、同行非常勤取締役に就任する予定であります。
 6. 久野耕一郎氏は、2020年6月24日開催の株式会社もみじ銀行定時株主総会および同行取締役会において、同行非常勤取締役に就任する予定であります。
 7. 久野耕一郎氏は、2020年6月24日開催の株式会社北九州銀行定時株主総会および同行取締役会において、同行非常勤取締役に就任する予定であります。
 8. 永沢裕美子氏は、2020年6月25日開催の株式会社山口銀行定時株主総会終結の時をもって、同行社外取締役を退任する予定であります。
 9. 当社は、楠正夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、本総会において同氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であり、本総会において永沢裕美子氏、柳川範之氏および末松弥奈子氏が選任された場合には、それぞれ独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 10. 当社は、定款の定めにより取締役（ただし、業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結できることとしております。当社は現在、楠正夫氏との間で当該責任限定契約を締結しており、本総会において同氏が選任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であり、本総会において永沢裕美子氏、柳川範之氏および末松弥奈子氏が選任された場合には、それぞれ当該責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役福田進氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ふく だ すすむ 福田進 (男性 1962年1月12日生)	再任	所有する当社の株式数	10,200株
		取締役在任年数	4年

■ 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月	株式会社山口銀行入行	2013年4月	当社リスク統括部長
2011年6月	同行コンプライアンス・リスク統括部長	2013年6月	当社監査部長
2011年6月	当社コンプライアンス・リスク統括部長	2016年6月	当社取締役監査等委員（現任）
2013年4月	株式会社山口銀行リスク統括部長		

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社取締役監査等委員として、取締役の職務の執行を適正に監査しているほか、当社およびグループ内銀行において、監査部長、リスク統括部長等を歴任している等、当社グループの健全かつ適切な運営に必要な知識・経験を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

第14期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、2020年3月期末現在、当社、子会社及び子法人等17社、関連法人2社で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、クレジットカード業務、リース業務、コンサルティング業務等を行っております。

当社グループの事業にかかわる位置付けは次のとおりであります。

（銀行業務）

株式会社山口銀行、株式会社もみじ銀行及び株式会社北九州銀行は、本店及び支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等を行い、当社グループの中核事業と位置付けております。

（その他の業務）

証券業務、クレジットカード業務、リース業務、コンサルティング業務等の事業に取り組んでおります。

【金融経済環境】

当期におけるわが国経済は、緩やかな回復基調を辿りましたが、期末にかけて新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に下押しされて、厳しい状況となりました。輸出や生産が弱含んだほか、改善傾向が続いていた雇用情勢にも影響が及びました。また、個人消費も、雇用情勢の影響などにより、弱い動きとなりました。

地元経済は、緩やかに回復していましたが、期末にかけて先行き不透明感が強まり、足踏み状態となりました。生産活動は、好調な国内外需要を背景に、総じて堅調に推移しましたが、下半期には、米中貿易摩擦に加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、輸送機械等の生産水準が低下しました。個人消費は、消費税増税前の駆け込み需要の反動もあり、下半期に弱含みました。一方、設備投資は、化学等の主要企業による能力増強投資の実施などにより、製造業の投資額が引き続き増加しました。

こうした中で、地域金融機関は、「地方創生」の観点から、地域経済発展への貢献という使命を果たすべく、財務体質及び収益力の強化とともに、資金供給の一層の円滑化や金融サービスのさらなる充実が強く要請されております。

【企業集団を巡る事業の経過及び成果】

このような金融経済環境の中、当社グループは当社株主やお取引先の皆さまのご支援のもと、役職員一丸となって経営基盤の拡充と業績の伸展、地域貢献に努めてまいりました。

当年度よりスタートした中期経営計画「YMFG中期経営計画2019」のもと、「金融の枠を超え、圧倒的な当事者意識を以って地域を巻き込み、社会課題を解決するリージョナル・バリューアップ・カンパニー（地域価値向上会社）」を目指すべき姿として掲げ、計画の実現に向けて邁進してまいりました。

地方創生への取り組みにつきましては、2019年7月に多様化する人材ニーズに幅広く対応するため、当社100%出資による人材紹介に係る新会社として、株式会社YMキャリアを設立しました。同社は、当社グループがこれまで培ってきた事業性評価活動を活用し、経営人材及び経営戦略に紐づく副業・兼業を含めた多様な人材紹介ソリューションの提供を通じた事業者さまの事業成長支援とともに、地域経済の活性化に繋げてまいります。

2020年1月には、愛媛銀行と業務提携（名称：西瀬戸パートナーシップ協定）に関する契約を締結しました。本提携では、西瀬戸地域における社会・経済の発展に貢献することを基本理念とし、法人分野、シッフファイナンス分野、リテール分野、地域振興に関する分野、及びその他両者の発展に関する分野での連携を進めてまいります。

また、2019年12月には、地域企業のデジタルトランスフォーメーションによる活性化を支援するため、パブリッククラウドを活用した「統合データベース」を構築し、2020年1月には、山口大学と共同で地域のスタートアップ企業を育成・支援する取り組みとして、投資ファンド「Fun Fun Drive 投資事業有限責任組合」を設立しました。さらに、後継者不在企業の事業承継課題の解決、及び都市部の優秀な若者に「経営者」というキャリアパスを提供する取り組みとして設立したサーチファンドにおいて、2020年2月に日本初となる第1号案件を実行しました。

2020年4月には、当社グループの営業エリア内における農業分野の課題解決を目的として農業法人「株式会社バンカーズファーム」を設立、2020年10月に「畑わさび」生産を開始する予定としており、今後も「YMFG中期経営計画2019」で掲げる基本目標である「地域共創モデルの確立」の達成に向けて、地域の社会課題を解決する「地域エコシステム」を次々と生み出す体制を構築してまいります。

銀行業務におきましては、既存の銀行モデルをお客さま目線から徹底的に見直し、SHINKA（深化、進化）させる取り組みも進めております。法人事業では、事業性評価を起点とした多様

なソリューションの提供、リテール事業では、ライフプランニングを通じた長期伴走体制の構築に努めてまいりました。今後も、「YMFG中期経営計画2019」で掲げる基本目標である「金融モデルのSHINKA（深化，進化）」の達成に向けて、お客さまにとってより高付加価値で便利な新たな金融モデルを提供できる体制を構築してまいります。

国際業務につきましては、2019年5月に、「為替相場動向」及び「企業経営の課題解決に有効な海外展開」を紹介する「YMFG海外ビジネスセミナー」を、グループ3行で開催しました。また、2019年9月には、中国遼寧省大連において、グループ3行が、ほくほくFG（北陸銀行・北海道銀行）、遼寧省商務庁との共同で「2019遼寧省中日商談会」を開催しました。海外進出支援態勢につきましては、アジアネットワークによって強化してきており、今後もアジアでビジネスを展開されるお客さまをサポートしてまいります。

地域貢献活動につきましては、山口銀行ともみじ銀行が県本部事務局となっております。「小さな親切」運動をはじめとして、地域のための活動を行っております。山口銀行は、「サッカー」2リーグに所属する「レノファ山口」のオフィシャルトップパートナーとしての取り組みのほか、「やまぎんカップ山口県女子サッカー選手権大会」の共催を行いました。2018年度に結成した女子ハンドボールチームの「山口銀行 YMGUTS」も、スポーツを通じた地域活性化への貢献を実現するため、様々な活動に取り組んでおります。もみじ銀行は、「ひろしまフラワーフェスティバル」へのボランティア参加や、「もみじレディースサッカー大会」の共催を行いました。北九州銀行は「サッカー」3リーグの2019年度優勝チームで2020年度はJ2リーグに所属する「ギラヴァンツ北九州」のオフィシャルスポンサーとしての活動に取り組ましました。

営業店舗につきましては、お客さまの利便性の向上と経営の効率化を図るため、継続的に店舗体制の整備を進め、広域かつ稠密な営業ネットワークを堅持しております。今後は、「地域活性化の拠点」として活用する計画としております。その第1号として、山口銀行油谷支店（山口県長門市）は、2019年7月に、地元企業とのコラボレーションにより、スペイン料理を提供するバルを併設した店舗としてリニューアルオープンしました。2020年4月には、リニューアルオープンする山口銀行周南団地支店内に事業内保育所である「わいえむKids」の開園を予定しております。山口銀行では、当期末現在、国内に本店ほか108支店、22出張所、海外3支店の合計134か店、海外駐在員事務所を1か所設置しております。もみじ銀行では、当期末現在、国内に本店ほか97支店、14出張所の合計112か店を設置しております。北九州銀行では、当期末現在、国内に本店ほか36支店を設置しております。このほか、当期末現在、証券業務を取扱うワイエム証券株式会社が18店舗、保険代理店業務を取扱う株式会社保険ひろばが56店舗設置しております。

こうした中、当社グループ連結の当期業績は次のとおりとなりました。
（預金）お客さまの多様化するニーズにお応えすべく商品やサービスの充実とともに、地域に

根ざした着実な営業展開を進めたことなどから、譲渡性預金と合わせますと、前期末比2,952億円増加して9兆5,259億円となりました。

(貸出金) 金融仲介機能を通じて地域金融機関としての責務を果たし、お取引先の信頼にお応えすべく資金需要に積極的姿勢で取り組んでまいりました結果、前期末比2,443億円増加して7兆6,526億円となりました。

(有価証券) 市場動向に配慮して運用しました結果、国債や地方債の増加等により、前期末比1,147億円増加して1兆5,127億円となりました。

(損益) 経常収益は、国債等債券売却益や株式等売却益の増加などにより、前期比128億15百万円増加して1,754億5百万円となりました。経常費用は、国債等債券償還損や与信費用の増加を主因として、前期比96億44百万円増加して1,388億3百万円となりました。その結果、経常利益は前期比31億72百万円増加して366億2百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比22億43百万円増加して253億91百万円となりました。

なお、当社グループの連結ベースの業績においては銀行業務が大部分を占めており、銀行業務を営んでおります山口銀行、もみじ銀行及び北九州銀行の単体の2020年3月期損益は次のとおりとなりました。

山口銀行につきましては、株式等関係損益の増加等により、経常利益は前期比54億71百万円増加して、307億53百万円となり、当期純利益は前期比42億14百万円増加して230億1百万円となりました。

もみじ銀行につきましては、与信関係費用の増加等により、経常利益は前期比19億53百万円減少して76億52百万円、当期純利益は前期比14億20百万円減少して62億86百万円となりました。

北九州銀行につきましては、株式等関係損益の増加等により、経常利益は前期比21億68百万円増加して54億57百万円、当期純利益は前期比15億76百万円増加して41億10百万円となりました。

【対処すべき課題】

今後の金融経済環境を展望しますと、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響により、諸外国での外出制限や失業急増などによる個人消費の減少、生産活動の大幅な低下、外需の落込みに伴う輸出の減少などから経済成長の大幅な減速が予想されており、国内経済においても、消費増税などの影響による景気減速感に加え、雇用や所得環境の悪化による個人消費のさらなる落込み、生産や輸出の減少による企業収益の低下など、先行きの不透明な状況は続くものとみられております。

地元経済においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、企業収益の低下や個人消費の減少など先行き不透明な状況に加え、人口減少や少子高齢化、事業の後継者不足等の深刻な悩みを抱えており、いかに地域の企業、産業の活性化を図り、雇用の確保と地域経済の持続性を高めていくかが課題となっており、地域金融機関が地方創生、地域経済活性化の実現に向け果たすべき役割・ご期待は大きくなっていると認識しております。

また、地域金融機関を取巻く環境は、新たな金融サービスへのニーズが高まる中、フィンテックの台頭やAI等に代表される新技術の一層の進展、キャッシュレス化の推進により、あらゆる業種との業界の垣根を越えた競争に晒されております。

こうした環境下において、2019年度よりスタートした「YMFG中期経営計画2019」では、金融の枠を超え、圧倒的な当事者意識を以って地域を巻き込み、社会課題を解決するリージョナル・バリューアップ・カンパニー（地域価値向上会社）を目指しております。真に地域の皆さまのお役に立てる企業グループとなれるように、中期経営計画で掲げる3つの基本目標（①地域共創モデルの確立、②金融モデルの“SHINKA”、③銀行文化と起業家精神の融合）の達成に向けた取り組みを進め、地域の社会課題解決に努めてまいります。

今後も、地域の皆さまに最高のサービス・付加価値を提供できるように努め、地域経済の発展を通じて、企業価値の増大を図ってまいります。また、企業グループとして安定的で実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,635	1,612	1,625	1,754
経常利益	467	478	334	366
親会社株主に帰属する 当期純利益	315	329	231	253
包括利益	376	472	6	△252
純資産額	6,170	6,604	6,609	6,302
総資産	102,257	103,665	103,041	106,054

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益は次のとおりであります。

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
1株当たり親会社株主に 帰属する当期純利益	円 銭 128 70	円 銭 133 65	円 銭 94 65	円 銭 100 07

□ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	87	0	149	145
受取配当額	47	0	146	140
銀行業を営む子会社	47	—	146	140
その他の子会社	0	0	0	0
当期純利益又は 当期純損失(△)	百万円 5,912	百万円 △5,299	百万円 7,664	百万円 5,401
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	円 銭 24 03	円 銭 △21 49	円 銭 31 33	円 銭 21 29
総資産	4,732	4,656	4,629	4,654
銀行業を営む子会社株式等	4,376	4,376	4,376	4,376
その他の子会社株式等	57	59	95	95

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他の事業	銀行業	その他の事業
使用人数	1,810人	2,731人	3,066人	1,483人

(注) 使用人数は、就業者数を記載しております。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

会社名	主要な営業所及び営業所数
株式会社山口銀行	国内：本店、宇部支店、山口支店、徳山支店、岩国支店、萩支店、 広島支店、東京支店ほか、 合計131店（前年度末131店） 海外：釜山支店、青島支店ほか、合計3店（前年度末3店）
株式会社もみじ銀行	国内：本店、紙屋町支店、呉営業部、福山支店、岡山支店、 東京支店ほか、 合計112店（前年度末112店）
株式会社北九州銀行	国内：本店、福岡支店、八幡支店、長崎支店、熊本支店、 大分支店ほか、 合計37店（前年度末37店）

ロ その他の事業

会社名	主要な営業所等
当社	本社（下関市）
ワイエム証券株式会社	本社（下関市）、広島支店ほか
株式会社井筒屋ウィズカード	本社（北九州市）
ワイエムコンサルティング株式会社	本社（下関市）
株式会社YMFG ZONEプランニング	本社（下関市）
三友株式会社	本社（下関市）
株式会社ワイエム保証	本社（下関市）
ワイエムアセットマネジメント株式会社	本社（下関市）
ワイエムリース株式会社	本社（下関市）、広島営業所ほか
株式会社やまぎんカード	本社（下関市）
もみじ地所株式会社	本社（広島市）
株式会社ワイエムライフプランニング	本社（下関市）
株式会社保険ひろば	本社（周南市）
株式会社データ・キュービック	本社（下関市）
株式会社YMキャリア	本社（下関市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	金 額
銀 行 業	4,043
その他の事業	1,694
合 計	5,737

(注) ソフトウェア・ソフトウェア仮勘定等無形固定資産を含んでおります。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

	内 容	金 額
銀 行 業	株式会社山口銀行防犯監視カメラ更改	211
	株式会社山口銀行周南団地支店建替	201
	株式会社山口銀行コールセンター構築	185
	株式会社山口銀行空調設備更新	157
	株式会社もみじ銀行防犯監視カメラ更改	172
	株式会社もみじ銀行照明設備更新	140
	ソフトウェア・ソフトウェア仮勘定	1,842

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当社が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社山口銀行	下関市竹崎町四丁目2番36号	銀行業	1944年3月31日	10,005	100.00	
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	銀行業	1941年4月22日	10,000	100.00	
株式会社北九州銀行	北九州市小倉北区堺町一丁目1番10号	銀行業	2010年10月1日	10,000	100.00	

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

2020年1月、西瀬戸地域における社会・経済の発展に貢献することを基本理念とし、地域経済の活性化および収益基盤の拡大ならびに経営効率の向上を図ることを主たる目的として、株式会社愛媛銀行との業務提携（名称：西瀬戸パートナーシップ協定）を締結いたしました。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況	
		持株数	議決権比率
株式会社山口銀行	63,000百万円	一千株	—%
株式会社みずほ銀行	929百万円	一千株	—%

(注) 1. 株式会社みずほ銀行からの借入は、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入のために設定された「従業員持株ESOP信託」が、当社株式を取得するための原資として行った借入です。「従業員持株ESOP信託」は、当社と一体であるとする会計処理をしております。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
吉村 猛	取締役社長 (代表取締役) リテール事業本部 担当	株式会社山口銀行取締役会長 (代表取締役)	
梅本 裕英	取締役副社長	ワイエム証券株式会社取締役社長 (代表取締役)	
神田 一成	常務取締役	株式会社山口銀行取締役頭取 (代表取締役)	
小田 宏史	常務取締役	株式会社もみじ銀行取締役頭取 (代表取締役)	
嘉藤 晃玉	常務取締役	株式会社北九州銀行取締役頭取 (代表取締役)	
楠 正夫	取締役 (社外取締役)	株式会社トクヤマ相談役	
福田 進	取締役 常勤監査等委員		
佃 和夫	取締役 監査等委員 (社外取締役 監査等委員)	三菱重工業株式会社特別顧問	
国政 道明	取締役 監査等委員 (社外取締役 監査等委員)		

- (注) 1. 取締役 楠正夫氏並びに取締役監査等委員 佃和夫氏及び国政道明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 楠正夫氏並びに取締役監査等委員 佃和夫氏及び国政道明氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員としての届け出を行っております。
3. 社内事情に精通した者による取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携により監査等委員会による監査の実効性を高めるため、取締役 福田進氏を常勤の監査等委員に選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監査等委員を除く)	7 ^名	(28) ^{百万円} 115
取 締 役 (監 査 等 委 員)	3	(一) 40
計	10	(28) 155

- (注) 1. 報酬等の()内は、確定金額報酬以外の金額(内書き)であります。
2. 上記には、2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 取締役(監査等委員を除く)に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動賞与及び株式給付信託(BBT)としております。
- (1) 取締役(監査等委員を除く)に対する確定金額の報酬限度額は、月額25百万円以内としております。(2015年6月26日定時株主総会決議)
- (2) 取締役(監査等委員を除く)に対する業績連動賞与の報酬枠は年額総額70百万円以内としております。(2017年6月27日定時株主総会決議)
- (3) 取締役(監査等委員を除く)に対する株式給付信託(BBT)として対象者に付与される1事業年度当りのポイント数の合計は80,000ポイント(1ポイントは山口フィナンシャルグループ株式1株)以内としております。(2017年6月27日定時株主総会決議)
4. 取締役監査等委員に対する報酬限度額は、月額5百万円以内としております。(2015年6月26日定時株主総会決議)
5. 「報酬等」の額には、当事業年度に係る業績連動賞与17百万円、当事業年度末における役員株式給付引当金の繰入額11百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
楠 正 夫	非業務執行取締役として、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
佃 和 夫	非業務執行取締役として、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
国 政 道 明	非業務執行取締役として、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
楠 正 夫	株式会社トクヤマ相談役
佃 和 夫	三菱重工業株式会社特別顧問
国 政 道 明	該当なし

- (注) 1. 取締役 楠正夫氏が相談役を兼職する株式会社トクヤマと当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係があります。
2. 取締役監査等委員 佃和夫氏が特別顧問を兼職する三菱重工業株式会社と当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係があります。また、取締役監査等委員 佃和夫氏と当社グループ銀行との間には預貸金取引等営業取引関係があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
楠 正 夫	1年10ヵ月	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席。	経営に関する幅広い知識、経験を踏まえ、必要に応じ発言しております。
佃 和 夫	6年10ヵ月	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席。監査等委員会12回のうち11回に出席。	経営に関する幅広い知識、経験を踏まえ、必要に応じ発言しております。
国 政 道 明	5年10ヵ月	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席。監査等委員会12回のうち12回に出席。	弁護士としての専門的な知識、経験を踏まえ、必要に応じ発言しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3 ^名	18 ^{百万円}	該当ありません。

(注) 1. 報酬等は、全て確定金額報酬であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	600,000千株
発行済株式の総数	264,353千株

(2) 当年度末株主数

18,232名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託 □)	千株 13,726	% 5.37
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託 □)	13,093	5.12
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託 □ 9)	6,763	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託 □ 4)	6,543	2.56
明治安田生命保険相互会社	5,747	2.25
株式会社山田事務所	5,512	2.15
株式会社トクヤマ	5,165	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託 □ 5)	5,005	1.96
日本生命保険相互会社	4,500	1.76
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,313	1.68

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当社は、自己株式9,097,954株を所有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 4. 持株比率は、発行済株式総数に従業員持株ESOP信託所有株式(456,700株)及び役員報酬株式給付信託(BBT)所有株式(1,005,106株)を含め、当社所有自己株式(9,097,954株)を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 林 秀行 指定有限責任社員 阿部與直 指定有限責任社員 秋山範之	百万円 33	(注) 3

- (注) 1. 当社及び子会社等が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、136百万円であります。
2. 当社及び子会社等と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画における監査予定時間・予定単価・人員配置計画などの内容、報酬の前提となる前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の職務執行状況を勘案し審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合、もしくは、会計監査人の独立性及び審査体制等を考慮して会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

- 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類監査の状況
該当ありません。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員を含む全ての役職員は、金融グループとしての公共的使命や社会的責任を果すことが極めて重要な責務であることを共通認識とし、実効性あるコンプライアンスに真摯に取り組み、広く社会からの信頼を確立する。
- ② 取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、取締役の職務執行の監督を行う。
- ③ 取締役会は、反社会的勢力との関係を遮断し、断固として排除するための態勢を整備する。
- ④ 取締役会は、財務報告等を適正に作成し、財務報告を含めた当社及び当社グループの経営内容等を、適時に適切に開示する態勢を整備する。
- ⑤ 取締役会は、お客様の保護及び利便性の向上に向けた態勢を整備する。
- ⑥ 取締役会は、金融機関の業務が、テロ資金供与やマネー・ロンダリング、預金口座の不正利用といった組織犯罪等に利用されることを防止するための態勢を整備する。
- ⑦ 取締役会は、中小企業等への円滑な金融機能の向上に向けた態勢を整備する。
- ⑧ 取締役及び執行役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する行為について報告を受けた監査等委員会は、報告内容の検証や必要な調査等を行い、取締役の行為の差止めなど、必要な措置を適時に講じる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の取締役会における職務執行に係る情報については、取締役会規則に基づき、取締役会議事録を保存し管理する。その他の職務執行に関する情報についても社内規程に基づき、適切な保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクに対する基本的な方針を明確化するとともにリスク管理の重要性を十分に認識する。
- ② 金融グループ特有のリスクや当社及び当社グループのリスク管理体制を「グループ経営執行会議」及び「グループリスク管理委員会」をはじめとした経営レベルでの審議を行い、統合的な対応を行う。
- ③ 当社及び当社グループの業務執行に係る主要なリスクとして「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」及び「風評リスク」他、業務遂行上重大な影響を及ぼすリスクを認識し、リスクに見合った十分な自己資本により、業務の健全性と適切性を確保する。
- ④ 他の業務部門から独立した監査部門において、当社及び当社グループのリスク管理への取り組みが適正になされているかを監査し、改善を促すものとする。
- ⑤ 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する事態に備え、各種コンティンジェンシープランを制定し、危機管理態勢を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び執行役員の職務の執行を監督する取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。
- ② 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われる基礎として、業務執行に係る組織体制、業務分掌、決裁権限態勢、情報伝達態勢を定め、各組織を執行役員が管掌する。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社及び当社グループは、コンプライアンスの徹底を経営の最重要事項と位置付け、コンプライアンス態勢を確保するため、「YMFG行動憲章」、「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス基準」を制定する。
- ② グループコンプライアンス委員会を設置し、当社及び当社グループのコンプライアンス態勢の整備・強化やモニタリング等を行う。また、コンプライアンスの統括部署として、コンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンス態勢を改善・強化し、違反行為の未然防止を徹底するための施策として、コンプライアンス・プログラムを年度毎に策定し取締役会の承認を得るとともに、その進捗状況を取締役会へ報告する。
- ③ コンプライアンス違反による不祥事の防止、リスクの早期発見、企業としての自浄機能の強化向上、コンプライアンス態勢の充実及び社会的信頼の確保のため、内部通報制度である「コンプラ・ホットライン」を設置し、「グループ内部通報基準」、「グループ公益通報者保護基準」に基づきその運用を行う。
- ④ コンプライアンス態勢の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部署による内部監査を実施する。また、グループ内会社の内部監査部署を通じて、グループ内会社における内部管理態勢を把握し、必要に応じて内部監査を行う。

(6) 当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は経営管理会社として経営管理業務の範囲を定め、グループ内会社の管理・監督を行い、子会社を有するグループ内会社は親会社として、その子会社の管理・監督を行う。グループ内会社の経営管理上及び内部統制上の重要な事項については親会社の取締役会への承認・報告を求め、当社及び当社グループの業務の適正を確保する。
- ② 当社及び当社グループの経営方針・戦略目標等を達成するために、組織として機能し、財務の健全性、及び業務の適切性等を確保する態勢として、次の態勢を整備する。
 1. 職制、就業規則、及び決裁権限態勢
 2. コンプライアンス態勢
 3. リスク統制（リスクマネジメント）態勢
 4. 内部監査態勢
 5. 情報伝達態勢
 6. 適時情報開示態勢
 7. その他の業務運営態勢

③ 当社監査部は、子会社等と契約し、業務監査を実施する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くこととする。監査等委員会補佐である使用人は、監査等委員会の職務補助の業務専任とし、その他の業務を兼務しない。

(8) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示に対する実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会補佐である使用人は他部署を兼務せず、監査等委員会以外からの指揮命令を受けることなく、監査等委員会からの指示に基づき職務を執行する。

② 監査等委員会補佐である使用人の人事異動については、事前に監査等委員会と協議し、同意を得たうえで決定する。

(9) 当社並びに当社グループの取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の監査役、監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員は取締役会他、重要な会議への出席・議事録閲覧等により当社及び当社グループに関する報告を受ける。

② 当社の取締役及び使用人並びにグループ内会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会が当社の取締役と協議して定めた報告すべき事項を発見した場合、当社の監査等委員会へ報告を行う。

③ 当社及び当社グループにおいて、前号に定める報告を行ったことを理由として、当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保するため、適切な通報制度の整備により、通報者の保護を図る。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① グループ内会社の監査等委員会、監査役及び会計監査人、内部監査部門等と連携し、取締役会他、重要な会議への出席・議事録閲覧、社内各部、グループ内会社への往査を通じて、監査等委員会の監査が実効的に機能する体制を整備する。
- ② 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の請求については、その効率性及び適正性に留意したうえで、適切に処理する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況】

当社は、2015年6月26日付にて「監査等委員会設置会社」へ移行し、取締役に対する監査・監督機能の強化及び取締役会における決議プロセスの透明性と迅速性向上を図っている。

(1) 取締役の業務の執行に係る取組状況

- ① 現状、独立社外取締役3名（うち、監査等委員である取締役2名）であり、取締役会全体に占める割合は3分の1以上となっている（9名中3名）。
- ② 当社は公共的役割を担う金融グループとして、取締役会が実効性の高い監督機能を発揮することが取締役会の最重要課題の一つであると考えている。そのためには、独立社外取締役の機能の重要性を踏まえ、取締役の3分の1以上を独立社外取締役に構成することが適当であると考え、今後も継続して3分の1以上の独立社外取締役の選任に努める方針としている。
- ③ 取締役の選任・解任に係る事項を審議する機関として指名委員会、及び取締役の報酬に係る事項の審議を行う機関として報酬委員会を設置し、決定プロセスの客観性・透明性を高めている。
- ④ 2019年度は取締役会を13回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役における業務執行状況の監督を行った。

(2) リスク管理に関する取組状況

- ① 当社及び当社グループに共通した「リスク管理規程」を制定し、リスク管理に対する基本的な方針を明確にしている。
- ② リスクごとに設置されるリスク管理主管部署、各リスク管理状況を統括するリスク統括部署及び経営レベルでの審議を行う「グループリスク管理委員会」等の組織体制を整備している。グループリスク管理委員会は毎月開催しており、オペレーショナル・リスク管理態勢および風評リスク管理態勢について審議し、審議結果を取締役会に報告し、業務運営に反映している。
- ③ 各リスク管理状況の適切性・有効性を検証するため、他の業務部門から独立した監査部が内部監査等を実施し、改善を促している。

(3) コンプライアンスに関する取組状況

グループコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス態勢の整備と強化について審議し、審議結果を取締役会に報告し、業務運営に反映している。

(4) 監査等委員会の職務執行状況

- ① 当該事業年度中に監査等委員会を12回開催し、社外取締役である監査等委員2名を含む監査等委員が出席した。監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準、監査の方針、職務の分担等に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、業務執行部門からの報告、書類の閲覧等により、監査・監督を行った。
- ② 監査等委員会は、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

8. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

会 社 名	住 所
株 式 会 社 山 口 銀 行	下関市竹崎町四丁目2番36号
株 式 会 社 も み じ 銀 行	広島市中区胡町1番24号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

(単位：百万円)

会社名	金額
株式会社山口銀行	213,241
株式会社もみじ銀行	163,787

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

465,490百万円

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより、取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、信用力の維持・向上のために、収益の確保と財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆さまへ安定した配当を継続的に実施してまいります。

また、企業成長力の強化や子銀行におけるお客様サービスの向上及び業務効率化等に向けて、利益の一部を留保し、成長性の高い事業分野への投資や子銀行における店舗投資や機械化投資等へ充当してまいります。

自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び経営環境の変化に対応し、機動的に対応してまいります。

第14期末（2020年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	971,776	預渡性預金	9,006,559
コールローン及び買入手形	1,088	コールマネー及び売渡手形	519,375
買入金銭債権	5,486	債券貸借取引受入担保金	91,992
特定取引資産	1,542	特定取引負債	161,465
金銭の信託	48,411	借用金	742
有価証券	1,512,747	外国為替	27,998
貸出金	7,652,625	その他負債	197
外国為替	20,693	賞与引当金	101,334
リース債権及びリース投資資産	19,762	退職給付に係る負債	2,765
その他資産	234,539	役員退職慰労引当金	3,930
有形固定資産	92,300	利息返還損失引当金	294
建物	20,590	睡眠預金払戻損失引当金	9
土地	60,953	ポイント引当金	1,029
リース資産	77	役員株式給付引当金	69
建設仮勘定	716	特別法上の引当金	389
その他の有形固定資産	9,961	繰延税金負債	27
無形固定資産	10,678	繰延税金負債	52
ソフトウェア	7,323	再評価に係る繰延税金負債	10,838
リース資産	19	支払承諾	46,098
のれん	2,238	負債の部合計	9,975,170
その他の無形固定資産	1,097	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	35,041	資本金	50,000
繰延税金資産	18,425	資本剰余金	58,655
支払承諾見返	46,098	利益剰余金	508,211
貸倒引当金	△65,802	自己株式	△14,320
資産の部合計	10,605,415	株主資本合計	602,546
		その他有価証券評価差額金	9,688
		繰延ヘッジ損益	△10,657
		土地再評価差額金	24,455
		退職給付に係る調整累計額	△2,021
		その他の包括利益累計額合計	21,464
		新株予約権	127
		非支配株主持分	6,106
		純資産の部合計	630,244
		負債及び純資産の部合計	10,605,415

第14期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益	98,367	175,405
利息配当	75,941	
手形利息	21,527	
買入形利息	76	
受取利息	735	
入利	86	
報等	0	
引	23,028	
引	1,304	
業務	34,146	
常	18,559	
取	15	
立	18,544	
益		138,803
経常費用	10,211	
利息	5,038	
手形利息	71	
売渡手形利息	1,442	
支払利息	1,466	
社債利息	132	
社債利息	571	
社債利息	1,487	
費用	9,282	
費用	31,638	
費用	69,271	
費用	18,399	
入	11,751	
額	6,647	
経常利益		36,602
特別利益	13	16
処分益	3	
特別損失	118	262
処分損失	143	
税引当	13,249	36,357
法人税	△2,137	
法人税		11,112
法人税		25,245
当期純利益		145
当期純利益		25,391

第14期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,000	58,684	488,620	△14,794	582,509
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,869		△5,869
親会社株主に帰属 する当期純利益			25,391		25,391
自己株式の取得				△338	△338
自己株式の処分		△28		812	784
土地再評価差額金の取崩			69		69
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△28	19,591	474	20,036
当 期 末 残 高	50,000	58,655	508,211	△14,320	602,546

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土 地 再 評 価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計
当 期 首 残 高	45,710	△1,270	24,525	3,009	71,975
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属 する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
土地再評価差額金の取崩					
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△36,021	△9,387	△69	△5,031	△50,510
当 期 変 動 額 合 計	△36,021	△9,387	△69	△5,031	△50,510
当 期 末 残 高	9,688	△10,657	24,455	△2,021	21,464

(単位：百万円)

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	208	6,263	660,957
当期変動額			
剰余金の配当			△5,869
親会社株主に帰属する当期純利益			25,391
自己株式の取得			△338
自己株式の処分			784
土地再評価差額金の取崩			69
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△81	△157	△50,749
当期変動額合計	△81	△157	△30,712
当期末残高	127	6,106	630,244

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第14期末（2020年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,933	流動負債	69,909
現金及び預金	4,000	短期借入金	63,000
仮払金	279	リース債務	2
未収入金	9,239	未払金	76
未収消費税等	159	未払費用	839
その他の他	254	未払法人税等	2,891
固定資産	451,557	未払配当金	29
有形固定資産	328	前受収益	253
賃貸資産	153	賞与引当金	2,517
建物	2	その他の他	301
工具、器具及び備品	49	固定負債	2,193
リース資産	7	長期借入金	929
建設仮勘定	115	リース債務	6
無形固定資産	1,416	長期前受収益	740
賃貸資産	752	退職給付引当金	445
ソフトウェア	457	役員株式給付引当金	71
ソフトウェア仮勘定	206	負債合計	72,103
投資その他の資産	449,813	(純資産の部)	
投資有価証券	2,101	株主資本	393,028
関係会社株式	447,315	資本	50,000
前払年金費用	24	資本剰余金	320,745
繰延税金資産	368	資本準備金	12,500
その他の他	2	その他資本剰余金	308,245
資産合計	465,490	利益剰余金	35,523
		その他利益剰余金	35,523
		繰越利益剰余金	35,523
		自己株式	△13,241
		評価・換算差額等	232
		その他有価証券評価差額金	232
		新株予約権	127
		純資産合計	393,387
		負債・純資産合計	465,490

第14期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社受取配当金	14,079	
関係会社システム使用料収入	424	
関係会社業務受託料	0	14,504
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費		9,151
営 業 利 益		5,352
営 業 外 収 益		
受取利息	853	
受取配当金	12	
受取保証料	61	
為替差益	1,940	
雑収入	57	2,926
営 業 外 費 用		
支払利息	139	
新株予約権付社債利息	571	
社債発行費償却	18	
通貨スワップ費用	1,984	
雑損失	89	2,803
経 常 利 益		5,475
税引前当期純利益		5,475
法人税、住民税及び事業税	153	
法人税等調整額	△79	
法人税等合計		73
当期純利益		5,401

第14期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	50,000	12,500	308,274	320,774	35,992	35,992	△13,715	393,051
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△5,869	△5,869		△5,869
当 期 純 利 益					5,401	5,401		5,401
自己株式の取得							△338	△338
自己株式の処分			△28	△28			812	784
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△28	△28	△468	△468	474	△23
当 期 末 残 高	50,000	12,500	308,245	320,745	35,523	35,523	△13,241	393,028

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	199	199	208	393,459
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△5,869
当 期 純 利 益				5,401
自己株式の取得				△338
自己株式の処分				784
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	32	32	△81	△49
当期変動額合計	32	32	△81	△72
当 期 末 残 高	232	232	127	393,387

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社山口フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 與 直 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山口フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山口フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社山口フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 秀 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿 部 與 直 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 範 之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山口フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

株式会社山口フィナンシャルグループ 監査等委員会

常勤監査等委員 福田 進 ㊟

監査等委員 佃 和夫 ㊟

監査等委員 国政道明 ㊟

(注) 監査等委員佃和夫及び国政道明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

<メ モ 欄>

A series of horizontal dashed lines for writing.

<メ モ 欄>

定時株主総会会場のご案内

場所

山口銀行本店 8階講堂 山口県下関市竹崎町四丁目2番36号

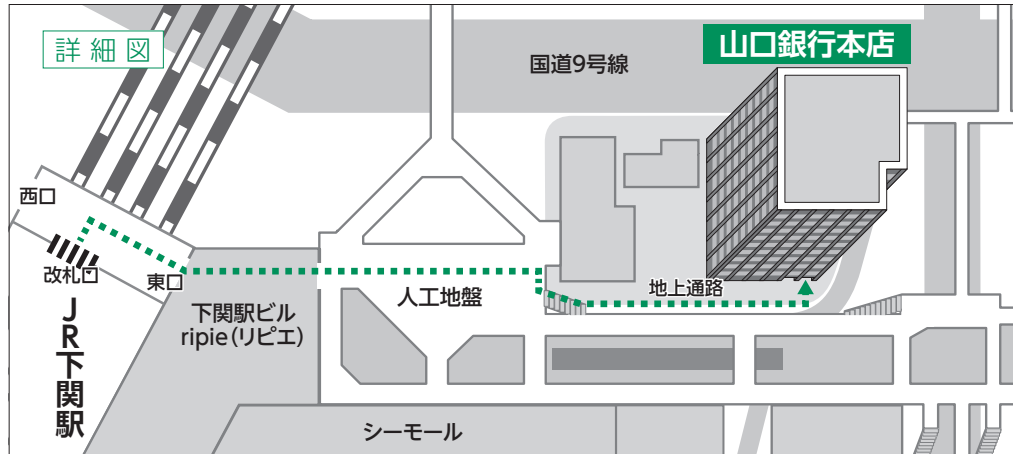
電話 (083) 223-5511 (代表)



交通機関

「JR下関駅」

下車徒歩5分



※会場には駐車場を用意しておりますが、スペースに限りがありますので、最寄の交通機関でのご来場をお願いいたします。(駐車場が満車の場合は、近隣の駐車場をご案内させていただきます。)

※会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。